

# 各種支援の申請はお済みですか？

市では、新型コロナウイルス感染症の予防などに関する各種支援を行っています。  
申請期限を過ぎた場合には、補助などを受けられなくなりますのでご注意ください。

作成：政策調整課感染症対策総合調整担当 ☎(20)3000、FAX(21)5120

## ▶ 任意インフルエンザ予防接種費用の一部助成



乳幼児・児童生徒、妊婦の任意インフルエンザ予防接種の費用の一部助成を行っています。

- ▶ 対象者＝①生後6カ月～中学3年生相当年齢の乳幼児・児童生徒  
②接種時点で妊娠届出をしている妊婦の方
- ▶ 助成期間＝令和2年10月1日(木)～令和3年2月28日(日)
- ▶ 助成期間＝①生後6カ月から13歳未満までの方は2回、13歳以上の方は1回  
②妊婦の方は1回



- ▶ 助成回数＝1回2,000円(医療機関で、助成金額を引いた金額をお支払いください)

※市内の協力医療機関以外で接種を希望する場合は、事前の申請が必要になりますので、早めに問合せ先へご連絡ください。事前申請せずに接種した場合は、助成されませんのでご注意ください

- 問合せ＝健康増進課 ☎(24)5770、FAX(20)3032

## ▶ 法定外高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の一部助成



法定外高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の一部助成を行っています。

- ▶ 対象者＝①過去に1度も肺炎球菌ワクチン(23価ワクチン)を接種したことがない、昭和30年4月1日以前生まれの方  
②令和2年度、定期予防接種対象(年度内に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方)以外の方

- ▶ 助成期間＝令和2年10月1日(木)～令和3年2月28日(日)

- ▶ 自己負担額＝4,000円

※市内の協力医療機関以外で接種を希望する場合は、事前の申請が必要になりますので、早めに問合せ先へご連絡ください。事前申請せずに接種した場合は、助成されませんのでご注意ください

- 問合せ＝健康増進課 ☎(24)5770、FAX(20)3032



## ▶ 赤ちゃん応援給付金



新生児1人につき5万円の赤ちゃん応援給付金の支給を行っています。

- ▶ 対象となる児童＝令和2年4月28日(火)から令和3年3月31日(水)に生まれ、出生後、最初に本市に住民登録され、申請日まで引き続き本市に住民登録されている児童

- ▶ 支給対象者＝令和2年4月27日(月)から申請日まで引き続き、本市に住民登録をしている対象児童の養育者

- ▶ 申請方法＝誕生日が4月28日(火)から9月30日(水)までの場合は、申請書を郵送しました。10月以降に生まれ、対象となる児童については、後日、申請書などを郵送します。

- ▶ 申請期限＝令和3年4月30日(金)※消印有効

- 問合せ＝政策調整課 ☎(20)3000、FAX(21)5120



## ▶ ひとり親世帯臨時特別給付金等



ひとり親世帯へ臨時特別給付金等の支給を行っています。

▶ 対象者＝①児童扶養手当の受給世帯および②児童扶養手当を受給していないひとり親世帯（感染症の影響で家計が急変し、児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方）

▶ 給付額＝児童1人につき5万円（第2子以降は1人3万円ずつ加算）

※対象者①の世帯で、感染症の影響により収入が大きく減少した場合、上記の支給に加えて1世帯につき5万円と児童1人につき1万円（市独自の上乗せ）を支給します

▶ 申請期限＝令和3年2月26日（金）※郵送の場合は必着

■ 問合せ＝こども課 ☎(20)3023、FAX(24)2708



## ▶ 事業所等新型コロナウイルス感染症予防対策費補助金



生活必需品の対面販売事業所が行う感染症予防対策の補助を行っています。

▶ 対象の業種＝食料品売場、コンビニエンスストア、百貨店（生活必需品売場）、スーパーマーケット、農産物直売所、ショッピングモール（生活必需品売場）、これらに類する事業所など

※生活必需品の対面販売を行っている事業所が対象です

▶ 補助対象＝令和2年5月31日（日）までに行った感染症予防対策

▶ 補助額＝個人：5万円、法人：10万円

▶ 申請方法＝申請書に予防対策が分かる写真を添付してください。

▶ 申請期限＝予防対策を行った日から6カ月以内

■ 問合せ＝産業立市推進課 ☎(20)3040・(86)7066、FAX(20)3029



## ▶ 新しい生活様式定着支援補助金



生活必需品の対面販売以外の事業所が行う感染予防対策の補助を行っています。上記「事業所等新型コロナウイルス感染症予防対策費補助金」の対象とならない事業所も利用できます。

▶ 対象の業種＝小売業、宿泊業、旅行業などの対面での接客を伴う事業所

※事業所等新型コロナウイルス感染症予防対策費補助金との併用はできません

▶ 補助額＝個人：2万円、法人：5万円

▶ 申請方法＝申請書に予防対策が分かる写真などを添付してください。

▶ 申請期限＝令和3年1月末日まで

■ 問合せ＝産業立市推進課 ☎(20)3040・(86)7066、FAX(20)3029



## ＼その他の支援の情報について／

この他、市ホームページでも、新型コロナウイルス感染症関連の支援情報や市内の発生状況などを掲載しています。

情報は随時更新していますので、ご確認ください。

<https://www.city.sano.lg.jp/jyuyonaoshirase/14220.html>



支援情報



発生状況

